

令和6年度

第3回臨時評議員会議事録

公益財団法人東京都中小企業振興公社

令和6年度第3回臨時評議員会（決議の省略）議事録

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた日 令和7年3月31日
- 2 評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者 理事長 中西 充
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事 理事長 中西 充
- 4 評議員の現在数 10名
- 5 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
議案第1号 理事の選任に関する件
矢田部 裕文理事より辞任の届があったことを受け、以下の者を後任の理事に選任する。
任期については、評議員会の決議があったものとみなされる日から、令和8年度定時評議員会の終結のときまでとする。

区分	氏名	前所属等
後任候補者	山手 斉	東京都競馬（株） 常務取締役

（敬称略）

議案第2号 役員等報酬等規程の改正に関する件

常勤の理事の報酬額について、「令和5（2023）年度東京都政策連携団体の役員業績評価結果」及び「東京都政策連携団体の役員報酬基準の改定」を反映した額を上限として役員等報酬等規程において規定する必要があるため、改正を行う。

また、報酬の支給方法について、月額報酬のみによる支給方法を追加する。

なお、令和6年度第3回臨時評議員会の決議があったとみなされる日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第3号 評議員会の決議があったとみなされる日に関する件

議案第1号及び第2号を可決する旨の書面による評議員会の決議があったとみなされる日は、令和7年3月31日とする。

以上のとおり、理事長 中西 充が評議員の全員に対し、上記事項について提案書を発し、当該提案につき、書面により評議員の全員から同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定により、評議員会の決議があったものとみなされた。これを証するため、議事録の作成に係る職務を行った理事が署名押印する。

令和7年3月31日

公益財団法人東京都中小企業振興公社

理事長 中西 充 印